

2026年11月1日実施

再生可能エネルギー発電設備からの 電力受給に関する契約要綱 (中部エリア)

中部電力ミライズ株式会社

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社の特定小売供給約款に定める供給区域（以下「当該供給区域」といいます。）における一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給を介して電気の供給を受けるお客さまもしくは当社が認めた者（以下総称して「お客さま」といい、お客さまと当社または他の小売電気事業者等が締結する電気需給契約を「当該電気需給契約」といいます。）から、当該お客さまがその需要場所内に設置される「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」といいます。）第2条第2項に定める再生可能エネルギー発電設備（以下「契約発電設備」といいます。）を、当社が当該一般送配電事業者等と締結する発電量調整供給契約（託送約款等にもとづく契約とします。）における発電者（以下「発電者」といいます。）として、当該契約発電設備からの発生電力のうち自ら消費する電力を除いた電力（当該契約発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「受給電力」といいます。）を当社に供給し、当社が受電および購入する場合の条件等は、この「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」（以下「この要綱」といいます。）によります。

ただし、契約発電設備が、再エネ特措法第9条第4項に定める認定を受け、再エネ特措法およびこれに関連する政省令等（以下「再エネ特措法等」といいます。）に定められた再生可能エネルギー発電設備である場合は、この要綱に加え、再エネ特措法等にもよるものといたします。

- (2) この要綱は、契約発電設備が、再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備である場合は、再エネ特措法附則（平成28年6月3日法律第59号）第3条における特定契約に関する経過措置の適用を受ける受給契約に限り適用いたします。

2 要綱の変更

- (1) 当社は、法令もしくは託送約款等の変更、電気の安定的な供給その他の事情により、この要綱および当社が別に定める「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」（以下総称して「要綱等」といいます。）を変更することがあります。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、要綱等を変更いたします。
- (2) (1) の場合、変更後の要綱等は、変更前より契約を締結している発電者に対しても適用するものといたします。
- (3) (1) の場合、当社は、電磁的方法（電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容を発電者にお知らせいたします。この場合、発電者が希望されるときを除き、変更後の要綱等について、当該変更の内容以外のお知らせについては省略いたします。
- (4) (1) の場合、契約期間の途中でであっても、変更後の契約条件は、(3) のお知らせに定める日から変更後の要綱等によるものといたします。

3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、当該供給区域に適用する当社の基本契約要綱（低圧）、基本契約要綱（高圧）、基本契約要綱（特別高圧）、特定小売供給約款、および託送約款等（以下これらを総称して「約款等」といいます。また、約款等が変更された場合は、変更後の約款等によります。）に定義のある言葉でこの要綱に定めのないものは、この要綱においても同様の意味で使用いたします。

(1) 発 電 者

この要綱にもとづき、当社と受給契約を締結するお客さまをいいます。

(2) 受給契約

この要綱にもとづき、発電者と当社との間で締結する電力受給に関する契約をいいます。

(3) 認 定

再エネ特措法第9条第1項に定める再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画の認定をいいます。

(4) その他発電設備等

発電者が当該電気需給契約の需要場所内に設置した発電設備（二次電池等、放電時の電气的特性が発電設備と同等である設備を含みます。）のうち、契約発電設備を除いたものをいいます。

(5) 電力受給

発電者の発電設備から生じる電力を当社が受電および購入することをいいます。

- (6) 受給地点
電力受給が行なわれる地点をいい、当該電気需給契約における需給地点と同一といたします。
- (7) 受給電力量
当社が受給地点において発電者から受給する電気の電力量をいいます。
- (8) 経済的出力抑制
再エネ特措法施行規則（平成24年経済産業省令第46号、その後の改正を含み、以下「施行規則」といいます。）第14条第1項第8号イの規定により、出力の抑制にあたり、当該一般送配電事業者等が、本来出力の抑制を受けるべき再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備を有する者の代わりにその有する再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備の出力を抑制するよう他の者に指示し、出力を抑制することをいいます。
- (9) オンライン事業者
経済的出力抑制において、当該一般送配電事業者等から本来出力の抑制を受けるべき契約発電設備を有する者の代わりに自らが有する契約発電設備の出力を抑制するよう指示を受けた者をいいます。
- (10) オフライン事業者
経済的出力抑制において、本来出力の抑制を受けるべき契約発電設備を有する者をいいます。
- (11) 代理制御調整電力量
経済的出力抑制が行なわれた場合における、次の電力量をいい、当該一般送配電事業者等が算定し、当社に通知した値とします。
イ オンライン事業者においては、経済的出力抑制が行なわれた時間帯において、オフライン事業者が有する契約発電設備を用いて発電し、および供給した再生可能エネルギー電気の電力量
ロ オフライン事業者においては、本来出力の抑制を受けるべき時間帯として、あらかじめ当該一般送配電事業者等から示された時間帯において、自らが有する契約発電設備を用いて発電し、および供給した再生可能エネルギー電気の電力量。原則として負の値で表記され、料金等の算定においても、負の値として扱うものとします。
- (12) 適格請求書発行事業者
消費税法に定める、適格請求書を交付することができる事業者として、税務署長の登録を受けたものをいいます。
- (13) 登録番号
適格請求書発行事業者として登録を受けた際に税務署より通知される番号をいいます。
- (14) 仕入明細書
当社に登録番号を申し出た適格請求書発行事業者に対して当社が発行する再生可能エネルギー受給電力量に関するお知らせをいいます。
- (15) N－1 電制
電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の送配電等業務指針に規定する、電力設備の単一故障発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断をいいます。
- (16) N－1 制御装置
N－1 電制を実施するために必要となる制御装置等のことをいいます。
- (17) 受給最大電力
契約発電設備における、発電設備の出力とパワーコンディショナーの容量のいずれか小さい方の値をいいます。
なお、複数の発電設備をもって契約発電設備とする場合の受給最大電力は、発電設備ごとに上記にもとづき算定した値を合計した値といたします。
- (18) 連 系
契約発電設備およびその他発電設備等を当該一般送配電事業者等が維持および運用する電線路に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。
- (19) 解 列
契約発電設備およびその他発電設備等を当該一般送配電事業者等が維持および運用する電線路から電氣的に切り離すことをいいます。

4 電気方式等

- (1) 電気方式等
受給電力の電気方式、周波数および標準電圧は、当該電気需給契約とそれぞれ同一といたします。

(2) その他発電設備等の併設

その他発電設備等を併設する場合は、リレー装置の設置等、その他発電設備等の発生電力が当該一般送配電事業者等の電線路に流入しないよう必要な措置を講じていただきます。

5 認定の申請

発電者は、認定と契約発電設備およびその他発電設備等の内容を一致させるものとし、8（接続検討および受給契約の申込み）、27（受給契約の変更）、28（名義の変更等）、29（受給契約の廃止）等に際し、認定を新たに取得もしくは廃止する場合または認定の内容変更が必要となる場合には、自ら認定に関する手続きを行なうものいたします。

6 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 受給最大電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、切り捨てます。
- (2) 受給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (4) 代理制御調整電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 代理制御調整金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (6) 解体等積立金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

7 その他

この要綱に記載のない事項については、この要綱および約款等の趣旨に則り、発電者と当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

8 接続検討および受給契約の申込み

発電者が新たに受給契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱および託送約款等における発電者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の手続きにより、申込みをしていただきます。ただし、低圧で連系する場合は、(1)の接続検討の申込みに係る規定は、原則として適用いたしません。

(1) 接続検討の申込み

イ 当社は、発電者から受給電力を受電するにあたり、当該一般送配電事業者等に対し、託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等の供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「接続検討」といいます。）の申込みをいたします。ただし、発電量調整供給契約等により、既に連系されている地点については、接続検討が省略となることがあります。

ロ 発電者は、(2)の申込みに先立ち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続検討の申込みをしていただきます。

- (イ) 発電者の氏名または名称、契約発電設備およびその他発電設備等の設置場所
- (ロ) 契約発電設備の概要
- (ハ) その他発電設備等の概要
- (ニ) 受給最大電力
- (ホ) 電気方式
- (ヘ) 電力受給開始希望日
- (ト) 配線形態
- (チ) 当該電気需給契約の内容
- (リ) その他当社が確認を必要とする事項

ハ 検討結果および検討料

(イ) 検討結果

当社は、当該一般送配電事業者等の接続検討結果を受領後、原則として7日以内に、当該検討結果を発電者にお知らせいたします。

(ロ) 検討料

当社は、受電側接続検討の申込みにあたって、当該一般送配電事業者等から検討料の請求を受けた場合は、その検討料に相当する額を発電者から申し受けます。

(2) 受給契約の申込み

次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。ただし、当社が認める場合には、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

なお、33（系統連系保証金）に定める系統連系保証金の支払いを要する場合、原則として受給契約の申込み時に申し受けます。

- イ 発電者の氏名または名称、契約発電設備およびその他発電設備等の設置場所
- ロ 契約発電設備の概要
- ハ その他発電設備等の概要
- ニ 受給最大電力
- ホ 電気方式
- ヘ 電力受給開始希望日
- ト 配線形態
- チ 料金および料金等の振込先口座
- リ 当該電気需給契約の内容
- ヌ 発電者が収入金課税事業者である場合はその証拠書類
- ル 適格請求書発行事業者としての登録有無および登録がある場合はその登録番号
- ヲ その他当社が確認を必要とする事項

9 契約の成立および契約期間

(1) 受給契約は、発電者の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者等との発電量調整供給契約が締結できない等の事情によるやむを得ない理由によって、電力受給ができないことが明らかになった場合には、当社は、電力受給契約の成立の日によって電力受給契約を解約することがあります。

(2) 原則として、施行規則第8条第1項に係る変更にもなう申込み（27〔受給契約の変更〕の申込みによるものとし、以下「変更申込み」といいます。）の場合は、施行規則第5条の2第1項に定める電気事業者の同意を得ていることを証するために、当社は、発電量調整供給契約の申込みに係る当該一般送配電事業者等による承諾を確認のうえ、受給契約の変更に係る効力が発生するより前に、変更申込みのうち接続に係る規定に関する申込みを承諾し、このときに、受給契約はその承諾の限りにおいて、変更されるものといたします。

(3) 契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、契約期間満了までに発電者または当社のいずれからも何ら申出がない場合には、受給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ロ イにかかわらず、発電者が、お客さまに該当しなくなった場合、または発電者の申出があった場合、受給契約は消滅するものといたします。

10 受給契約の単位

当社は、原則として、1当該電気需給契約につき、1受給契約を締結いたします。

11 電力受給の開始

- (1) 当社は、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ電力受給開始日を定め、電力受給のために必要な措置を行ないます。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情その他当該一般送配電事業者等の事情によるやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた電力受給開始日に電力受給ができないことが明らかになった場合には、その理由を発電者にお知らせし、あらためて発電者と協議のうえ、電力受給開始日を定めるものといたします。
- (3) 電力受給は、発電者が（1）に定める必要な措置が完了したことを確認したのち、開始するものといたします。

12 電力受給にもなう発電者の協力

- (1) 当社は、託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者等から、当社が電力受給を制限または中止するために必要な措置を講じることが求められた場合は、発電者に当該措置を講じていただきます。

- (2) 当社は、必要に応じて発電者に契約発電設備およびその他発電設備等の発電記録ならびに点検記録等の提出を依頼することがあります。この場合には、すみやかにこれらを当社に提出していただきます。
- (3) 当社は、必要に応じて発電者に発電設備等の発電計画の提出を依頼することがあります。この場合には、すみやかにこれらを当社に提出していただきます。

13 承諾の限界

当社は、当該一般送配電事業者等から発電量調整供給契約の申込みの承諾が得られない場合、法令（再エネ特措法等で定められる受給契約の締結を拒むことができる正当な理由がある場合を含みます。）、電気の需給状況、供給設備の状況、天災事変、当該一般送配電事業者等の工事用地の取得状況、当該電気需給契約その他の当社との契約の履行状況その他によってやむを得ない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

14 契約書の作成

特別の事情があり、発電者が希望される場合または当社が必要とする場合には、受給契約に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金および料金等の算定ならびに支払い

15 料金および料金等

契約発電設備が再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備の場合、料金は、(1)の算定方法によってえた金額に、(2)の代理制御調整金を合計した金額といたします。

また、上記料金から(3)によりえられる解体等積立金額を控除した金額を、この要綱において「料金等」といいます。ただし、(3)によりえられる解体等積立金額が負の値となる場合は、上記料金に(3)によってえた解体等積立金額を正の値として加算した金額を、「料金等」といいます。

契約発電設備が再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備でない場合、料金は、受給電力量に、「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」を乗じて算定した金額といたします。

(1) 受給電力量に、次の調達価格を乗じてえた金額

- イ ロおよびハの場合を除き、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けたことにより、契約発電設備について適用される調達価格
- ロ 再エネ特措法第10条第1項の変更認定を受けたことにより、契約発電設備について適用される調達価格が変更された場合、または、その他再エネ特措法等の規定により、契約発電設備について適用される調達価格が変更された場合については、当該変更後の調達価格
- ハ 再エネ特措法第3条第11項の規定により、契約発電設備について適用される調達価格が改定された場合については、当該改定後の調達価格

(2) 経済的出力抑制が行なわれた場合においては、代理制御調整電力量に前々月に適用された調達価格を乗じてえた金額（この要綱において「代理制御調整金」といいます。）

(3) 発電者が、再エネ特措法第15条の12第2項に該当し、解体等積立金額を積み立てる場合において、再エネ特措法第15条の17に該当し、同条に定める方法で積み立てる場合を除き、施行規則第13条の4に規定される期間については、施行規則第13条の5の規定により、原則として、毎月、受給電力量に次のイ、ロまたはハの経済産業大臣が定める解体等積立基準額を乗じてえた金額（この要綱において「解体等積立金額」といいます。）

ただし、経済的出力抑制が行なわれた場合においては、その金額に、代理制御調整電力量に次のイ、ロまたはハの経済産業大臣が定める解体等積立基準額を乗じてえた金額を、合計した金額

- イ ロおよびハの場合を除き、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けたことにより、契約発電設備について適用される解体等積立基準額
- ロ 再エネ特措法第10条第1項の変更認定を受けたことにより、契約発電設備について適用される解体等積立基準額が変更された場合、またはその他再エネ特措法等の規定により、契約発電設備について適用される解体等積立基準額が変更された場合については、当該変更後の解体等積立基準額
- ハ 再エネ特措法第15条の13第3項の規定により、契約発電設備について適用される解体等積立基準額が改定された場合については、当該改定後の解体等積立基準額

ただし、代理制御調整電力量に係る解体等積立基準額は、前々月に適用されたものを使用し、施行規則第13条の4に規定される期間に行なわれた経済的出力抑制に対して算定するものといたします。

なお、当社は、解体等積立金額が正の値となる場合、その金額を広域機関に納付するものいたします。

- (4) 発電者が再エネ特措法第9条第3項に定める事項を新たに定め、または変更し、再エネ特措法第10条第1項の変更認定を受けた場合、当社は原則として、当社が広域機関から変更認定がされた旨の通知を受けた直後の検針日をもって、(3)に定める解体等積立金額に関する変更を行なうものいたします。

16 料金の適用開始の時期

- (1) 契約発電設備が再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備の場合、15（料金および料金等）の料金は、電力受給開始の日から適用いたします。
- (2) 契約発電設備が再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備でない場合、15（料金および料金等）の料金は、再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備でない契約発電設備として電力受給を開始した日から適用いたします。

17 計量および検針

(1) 検針日

検針日は、確定通知日（託送約款等にもとづく当該一般送配電事業者等からの電力量の計量等の結果のお知らせの日をいいます。）といたします。

(2) 検針結果の通知

当社は、原則として、当該一般送配電事業者等が託送約款等の定めにしたがい検針した結果を発電者に通知いたします。また、発電者は、すみやかにその内容を確認するものいたします。

(3) 受給電力量の計量

受給電力量は、託送約款等に定める発電者の受給地点に係る30分ごとの発電量調整受電電力量といたします。

また、料金の算定期間の受給電力量は、30分ごとの受給電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。

(4) 受給電力量の区分

契約発電設備の変更もしくはその他発電設備等の併設または撤去等（以下「設備の異動」といいます。）により、料金の算定上、受給電力量を区分する必要がある場合は、受給電力量を前回の検針日から設備の異動があった日の前日までの期間および設備の異動があった日から次の検針日の前日までの期間の日数にそれぞれの受給最大電力を乗じた値の比率によりあん分して得た値をそれぞれの料金の算定期間における受給電力量といたします。ただし、設備の異動があった日の計量値を確認できる場合は、その値によります。

(5) 協 定

電力受給の電力量計およびその他付属装置（以下総称して「電力量計」といいます。）の故障等により受給電力量を正しく計量できなかった場合には、受給電力量は、託送約款等に定める協定方法に準じ、協議によって定めます。

18 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、料金適用を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始日から料金適用開始日を含む計量期間等の終期までの期間または受給契約の消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

19 料金および料金等の支払いならびに支払期日

当社または発電者は、特別の事情がない限り、次のとおり料金および料金等を支払うものいたします。ただし、支払期日が銀行法第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものいたします。

- (1) 契約発電設備が再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備の場合、料金等を次のとおり支払うものいたします。

イ 料金等が正の値となる場合、当社は、検針日の翌日から起算して20日目までに、発電者に支払うものいたします。

ロ 料金等が負の値となる場合、原則として、当社はその料金等を翌月の料金等から差し引いて発電者に支払うものとし、翌月の料金等が負である等その料金等の全額を翌月の料金等から差し引けない場合、翌々月以降もこの例によるものいたします。ただし、受給契約の消滅等当社が必要と認める場合には、発電者は、発電者が支払うべき料金等を、当社が別途指定する期日までに当社に支払うものいたします。

- (2) 契約発電設備が再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備でない場合、4月の検

針日から9月の検針日までの期間、または10月の検針日から翌年3月の検針日までの期間の各検針日にて確定する料金（ただし、43〔系統連系受電サービス料金等の支払い〕にもとづき、料金から系統連系受電サービス料金等を控除する場合は、控除後の料金といたします。）を、それぞれの期間ごとに、当該期間中の料金をまとめて、当該期間末月の検針日の翌日から起算して30日目までに支払うものといたします。

- (3) 契約発電設備が再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備の場合で、受給契約が消滅したときは、直前の検針日から消滅日の前日までの期間に係る料金等を、受給契約が継続していれば到来していた、消滅日直後の検針日（以下「消滅後検針日」といいます。ただし、消滅日が検針日である場合は、当該検針日を消滅後検針日といたします。）の翌日から起算し、(1)により支払うものといたします。なお、これ以外の料金等がある場合には、(1)によるものといたします。

- (4) 契約発電設備が再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備でない場合で、受給契約が消滅したときは、消滅日に応じて、次のとおりといたします。

ただし、43（系統連系受電サービス料金等の支払い）にもとづき、料金から系統連系受電サービス料金等を控除する場合、当社が支払う料金は控除後の金額といたします。

なお、次に定めるもの以外の料金がある場合には、(2)によるものといたします。

イ 消滅日が4月の検針日から9月の検針日までの期間中である場合、直前の3月の検針日から消滅日の前日までの期間に係る料金の合計額を、消滅日が10月の検針日から翌年3月の検針日までの期間中である場合、直前の9月の検針日から消滅日の前日までの期間に係る料金の合計額を、消滅後検針日の翌日から起算して30日目までに支払うものといたします。

ロ 消滅日が3月の検針日の翌日から4月の検針日の前日までの期間中、または9月の検針日の翌日から10月の検針日の前日までの期間中である場合、直前の検針日から消滅日の前日までの期間に係る料金を、消滅後検針日の翌日から起算して30日目までに支払うものといたします。

20 料金および料金等の支払方法

(1) 料金および料金等の支払い

当社または発電者は、料金および料金等の支払いをそれぞれが指定した振込先口座への振込により行ない、その金融機関に払い込んだときに支払いがなされたものといたします。

(2) 振込先口座の変更

当社または発電者が、指定した振込先口座とは異なる振込先を希望する場合または振込金融機関の統廃合その他の事情により振込先口座が変更となる場合には、当社または発電者は、あらかじめ書面により変更後の振込先口座を相手方に通知するものといたします。ただし、発電者が振込先口座を変更するとき、当社が認める場合には、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

21 仕入明細書の確認

仕入明細書に定める期間内に発電者から当社へ誤りのある旨の連絡がない場合、当社は、仕入明細書に記載した内容について発電者の確認を受けたものとして取扱います。

22 N－1電制の実施にともなう精算等

- (1) 当該一般送配電事業者等がN－1電制を実施したときに発電者に生じた費用等については、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき当社へ支払われた額のうち、発電者に帰属する費用等相当額について、当社から発電者へ支払うものといたします。

- (2) 発電者は、(1)の金額の算定に必要な諸元として、「流通設備の整備計画の策定（送配電等業務指針第55条関連）におけるN－1電制の考え方について」（以下「N－1電制ガイドライン」といいます。）に規定する費用および収益に関する資料を、当社に提出するものといたします。

なお、当社が求めた場合、発電者から当該一般送配電事業者等に諸元を直接提出していただきます。

- (3) (1)に定める金額については、19（料金および料金等の支払いならびに支払期日）とは別に、当社は、当社が別途指定する期日内に、発電者が別途指定する預金口座へ振込むことにより支払うものといたします。

IV 電力受給

23 適正契約の保持

当社は、受給契約が電力受給の状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24 電力受給の制限または中止

(1) 発電者は、次の場合には、すみやかに、電力受給を制限し、または中止していただきます。

なお、とくに必要なときには、当社は、約款等の定めに基づき、電力受給を制限し、または中止するための適当な措置を行なうことがあります。

イ 当該一般送配電事業者等が、託送約款等にもとづき発電者の電力受給を制限し、または中止する場合

ロ 当該電気需給契約において供給の停止の措置がとられている場合

ハ 施行規則第14条第1項第8号に掲げる場合

(2) 発電者は、当社または当該一般送配電事業者等の求めに応じて、電力受給の制限または中止を行なうために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じるものといたします。

25 立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は、電気工作物の調査、工事、試験、確認等の業務を実施するため、契約発電設備が設置されている土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、発電者は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾し、または土地もしくは建物の所有者の承諾を得ていただきます。

なお、発電者または所有者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

26 損害賠償の免責

(1) 11（電力受給の開始）（2）によって電力受給の開始日を変更した場合には、当社は発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 24（電力受給の制限または中止）によって電力受給を制限し、もしくは中止した場合または30（受給契約の解約）によって受給契約を解約した場合には、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

ただし、契約発電設備が、再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備である場合は、24（電力受給の制限または中止）によって電力受給を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（施行規則第14条第1項第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができる」とされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、発電者の求めに応じ、当社は、当該損害について、施行規則第14条第1項第8号トに定める額を限度として、当該一般送配電事業者等に請求し、当該一般送配電事業者等から補償を受けた場合は、当該補償相当額を支払うものといたします。

(3) 契約発電設備の電圧上昇抑制機能の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。

(4) この要綱または約款等の定めにもとづき電力受給を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

V 契約の変更および終了

27 受給契約の変更

(1) 発電者が、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただき、必要に応じて受給契約を変更していただきます。

イ 契約発電設備またはその他発電設備等の全部または一部を変更しようとする場合

ロ 契約発電設備またはその他発電設備等の制御方法を変更しようとする場合

- ハ 契約発電設備またはその他発電設備等の配線形態を変更しようとする場合
 - ニ 契約発電設備から生じる電気を、当社以外の電気事業者に供給する場合
 - ホ その他、バイオマスの混焼比率の変更等、料金の算定に影響を及ぼす事情がある場合
- (2) 適格請求書発行事業者としての登録有無または登録番号が変更となった場合、発電者はすみやかにその旨を当社に申し出ていただき、必要に応じて受給契約を変更していただきます。
- (3) 発電者が、受給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

28 名義の変更等

- (1) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで受給契約を締結していた発電者の受給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き受給契約の継続を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合、発電者は、当社所定の様式により申込みをしていただきます。ただし、当社が認める場合には、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 当社は、契約発電設備が再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備である受給契約について、当該一般送配電事業者等に、受給契約に定める当社の権利義務および契約上の地位を譲渡することがあり、発電者はあらかじめ当該譲渡に承諾したものといたします。
- なお、譲渡後の契約条件は、譲渡先である当該一般送配電事業者等が定める契約条件によるものといたします。

29 受給契約の廃止

- (1) 発電者が、受給契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社および当該一般送配電事業者等は、原則として、発電者から通知された廃止期日に受給契約を終了させるための適切な措置を行ないます。
- (2) 受給契約は、次の場合を除き、発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に受給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、受給契約を終了させるための措置ができない場合は、受給契約を終了させるための措置が可能となった日に消滅するものといたします。

30 受給契約の解約

当社は、次の場合には、受給契約を解約することがあります。当社が受給契約を解約したときには、ただちに発電者の責任と負担において電力受給ができないよう措置を講じていただきます。

なお、発電者が当該措置を講じるまでに、当該一般送配電事業者等の系統に供給された電力について、当社はその対価の支払義務を負いません。

- (1) 24（電力受給の制限または中止）（1）ロによって電力受給を中止された発電者が、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) 発電者が取得した認定の効力が失われた場合
- (3) 発電者が、35（工事費負担金）または37（電力量計の設置および費用負担）（1）によって支払いを要することとなった債務について、受給契約の成立後1月以内（ただし、9〔契約の成立および契約期間〕（2）により、受給契約の変更に係る効力が一部発生する場合は、原則として、受給契約の変更に係る効力の一部発生後、1月以内といたします。）に支払われない場合
- (4) 次のいずれかに該当する発電者が、当社の定めた期日までにその事実を解消されない場合
- イ 契約発電設備またはその他発電設備等の改変等によって不正な電力受給とした場合
 - ロ (3) 以外のこの要綱にもとづく受給契約によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
 - ハ 他の受給契約（既に消滅したものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
 - ニ 24（電力受給の制限または中止）（2）に反して、電力受給を制限し、または中止するために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じない場合
 - ホ 認定の内容と一致しない再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備またはその他発電設備等による電力受給とした場合
 - ヘ 正当な理由なく、11（電力受給の開始）に定める電力受給開始日に電力受給を開始しない場合
 - ト 23（適正契約の保持）に定める適正な契約の保持に応じない場合、または、27（受給契約の変更）（1）に定める申出を行なわない場合

- チ 25（立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - リ 再エネ特措法等で定められる当社が受給契約の締結を拒むことができる正当な理由のいずれかに該当すると判断される場合
 - ヌ その他この要綱または約款等に違反した場合
 - ル 非化石価値を喪失した場合
- (5) 発電者が、29（受給契約の廃止）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転される等、当社に電気が供給されていないことが明らかな場合には、電気を供給されていないことが明らかになった日に受給契約は消滅するものといたします。
- (6) 当該一般送配電事業者等が発電者との系統連系受電契約を解約した場合、系統連系受電契約の解約日に受給契約は消滅するものといたします。

31 調達期間満了

再エネ特措法等にもとづく調達期間が満了する場合で、かつそれに先だって発電者または当社のいずれからも何ら申出がない場合には、受給契約は、再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備でない発電設備からの受給契約として、新たな料金を適用するものといたします。

32 受給契約消滅後の債権債務関係

契約期間中の料金および料金等その他の債権債務は、受給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 系統連系保証金および工事費負担金

33 系統連系保証金

発電者が、新たに電力受給を開始し、または受給契約を変更される場合で、当社は、これにともない託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者等から請求された金額に相当する金額を系統連系保証金として、原則として、8（接続検討および受給契約の申込み）（2）の申込時に発電者から申し受けます。

34 系統連系保証金の精算

当社は、系統連系保証金に差異が生じ、当該一般送配電事業者等から系統連系保証金の精算を受けた場合は、当社は発電者に対し系統連系保証金相当額をすみやかに精算するものといたします。

35 工事費負担金

発電者が、新たに電力受給を開始し、または受給契約を変更される場合で、これにともない当該一般送配電事業者等が新たに供給設備を施設または変更する場合は、当社は、託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者等から請求された金額に相当する金額を工事費負担金として、原則として、工事着手前に発電者から申し受けます。

なお、33（系統連系保証金）にもとづき、系統連系保証金を申し受けた場合、系統連系保証金は当該一般送配電事業者等により工事費負担金に充当いたします。

36 工事費負担金の精算

当社は、工事費負担金に差異が生じ、当該一般送配電事業者等から工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は発電者に対し工事費負担金相当額をすみやかに精算するものといたします。

37 電力量計の設置および費用負担

- (1) 受給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、託送約款等にもとづき、原則として、当該一般送配電事業者等が選定し、かつ、当該一般送配電事業者等の所有とし、当該一般送配電事業者等が取り付けるものといたします。また、当社は、その工事費について当該一般送配電事業者等から請求を受けた場合は、その工事費に相当する金額を、原則として、工事着手前に発電者から申し受けます。
- (2) 電力量計の取付位置は、発電者と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。
- (3) 電力量計の取付場所は、発電者から無償で提供していただきます。
- (4) 発電者が故意または過失によって、電力量計その他の当該一般送配電事業者等の供給設備を損傷

し、または亡失した場合には、当社は当該一般送配電事業者等から請求された金額に相当する金額を、発電者から申し受けます。

38 N－1 制御装置の設置

(1) 託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者等から当社がN－1 制御装置の設置等の措置を求められた場合、発電者は、正当な理由がない限り、当社の求めに応じて必要な措置をすみやかに講じていただきます。なお、N－1 制御装置の所有権は発電者に帰属するものとし、運転・維持管理は、原則として、発電者が自己の責任と負担にて行なうものいたします。

(2) 発電者は、(1) にもとづきN－1 制御装置を設置するにあたり必要となる工事費用等（以下「初期費用等」といいます。）について、当社に諸元を提出するものいたします。

なお、当社が求めた場合、発電者から当該一般送配電事業者等に諸元を直接提出するものいたします。

(3) 当社が求めた場合、発電者は、当該一般送配電事業者等と、初期費用等に係る工事の実施タイミングや工事費の支払い方法について個別に協議するものとし、その結果は、書面によりすみやかに当社に提出するものいたします。

また、当社は必要に応じて当該一般送配電事業者等にその内容を確認いたします。

(4) 当社が当該一般送配電事業者等からN－1 電制ガイドラインにもとづく初期費用等に係る精算を受けた場合、当社は、その金額に相当する金額を、19（料金および料金等の支払いならびに支払期日）とは別に、当社が別途指定する期日内に、発電者が別途指定する預金口座へ振込むことにより発電者に支払うものいたします。

なお、精算において発電者が支払うべき金額が発生する場合、発電者は、当社が別途指定する期日内に、当社が別途指定する預金口座へ振込むことにより当社に支払うものいたします。

39 調整装置等の設置および費用負担

当社は、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき、調整装置等の設置を求められた場合は、原則として、発電者の負担で設置していただきます。

Ⅶ 系統連系受電契約

40 系統連系受電契約の締結および変更

(1) 当社は、当該一般送配電事業者等を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約を締結いたします。

(2) 発電者が新たに系統連系受電契約を締結することを希望する場合、または系統連系受電契約の内容に変更が生じる場合、発電者は、系統連系受電契約の締結または変更について当社に対して申し出ていただきます。

(3) 当社は、発電者が系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合、発電量調整供給契約の変更として当該一般送配電事業者等へ申し出ます。

41 系統連系受電契約の解約

(1) 当社は、当該一般送配電事業者等が発電者との系統連系受電契約を解約する場合、当該受給地点に係る発電量調整供給契約を変更いたします。

(2) 発電者は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を当該一般送配電事業者等が無償で受電することについて、承諾するものいたします。

42 系統連系受電サービス料金等に関する業務の受委託

発電者は、託送約款等に定める系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金（この要綱において、まとめて「系統連系受電サービス料金等」といいます。）を当該一般送配電事業者等へ支払う業務について、当社に委託するものいたします。

当社は、43（系統連系受電サービス料金等の支払い）に定める発電者が直接当該一般送配電事業者等に支払う事項に該当した場合を除き、系統連系受電サービス料金等を発電者から受領し、発電者に代わり当該一般送配電事業者等に引き渡す業務を、当該一般送配電事業者等があらかじめ定める期日までの間、発電者から無償で受託いたします。

43 系統連系受電サービス料金等の支払い

(1) 系統連系受電サービス料金等は、発電者から当社に支払いを行なっていただきます。

なお、その支払いは、当社が15（料金および料金等）で計算された各月の料金から系統連系受電サービス料金等を控除することで実施し、当社は受領した料金を、発電者に代わり当該一般送配電事業者等に支払うものとしています。

- (2) 前項にかかわらず、次の場合には、当該一般送配電事業者等が指定した金融機関を通じて当該一般送配電事業者等の銀行口座への振込等により、発電者から当該一般送配電事業者等へ支払っていただきます。

- イ 系統連系受電サービス料金等が15（料金および料金等）で計算された料金を上回る場合
- ロ その他当社または当該一般送配電事業者等が必要と認めた場合

44 個人情報の共同利用

発電者は、系統連系受電契約に関する業務の遂行のため、当社が当該一般送配電事業者等との間で発電者の以下の個人情報を共同で利用することについて、承諾するものとしています。

なお、共同利用の管理責任者は当社としています。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 再エネ特措法等にもとづく調達期間の満了時期

VIII そ の 他

45 購入実績等の報告

- (1) 当社は、国が再エネ特措法等にもとづいて指定する費用負担調整機関等の求めに応じて、受給契約にもとづき発電者から購入した電力の実績等を、国が指定する費用負担調整機関等に報告いたします。
- (2) (1) の報告にあたり、当社は、受給契約にもとづき発電者から購入した電力の実績等について調査させていただくことがあります。この場合には、発電者は、その調査に応じていただくとともに、必要な協力をしていただきます。

46 非化石価値の利用

契約発電設備が、再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備でない場合は、受給電力に含まれる非化石価値については、その全量が当社に帰属するものとし、国が指定する第三者機関への実績等の報告について、発電者は、これに同意していただきます。また、発電者には、当社による非化石価値の利用のために必要となる事項について協力していただきます。

47 容量価値の帰属

広域機関が入札を実施する容量市場において、当社が変動電源（アグリゲート）として応札することが可能とされる契約の容量価値（容量市場にて取引される供給力）については、その全てが当社に帰属するものとしています。

48 反社会的勢力の排除

- (1) 発電者および当社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当しないこと、および反社会的勢力と次のいずれの関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたりそれらに該当しないことを確約いたします。
 - イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係
 - ホ その他役員等または経営に実質的に関与している者による、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(2) 発電者および当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為もしないことを確約いたします。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

(3) 発電者および当社は、相手方が(1)のいずれかに該当し、もしくは(2)のいずれかに該当する行為をし、または(1)の表明もしくは確約に反して虚偽の申出をしたことが判明した場合には、ただちに受給契約を解約することができるものといたします。

(4) 発電者および当社は、自己が反社会的勢力から不当な要求または業務の妨害等の不当な介入を受けた場合は、これを拒否するものといたします。

(5) 発電者および当社は、相手方が(4)に違反した場合には、ただちに受給契約を解約することができるものといたします。

(6) 発電者および当社は、(3)または(5)により受給契約を解約した場合、当該解約をされた者の受けた損害について賠償の責めを負わないものといたします。また、この場合、当該解約をされた者は、当該解約をした者の受けた損害について賠償の責めを負うものといたします。

附 則

1 この要綱の実施期日

この要綱は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この要綱の実施にともなう切替措置等

契約発電設備が、再エネ特措法等に定められた調達期間の適用を受ける設備である場合は、次によります。

(1) 低圧で受電する場合

イ この要綱実施の際、現に再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（低圧）（2019年11月1日実施）（以下「旧要綱（低圧）」といいます。）附則2（この要綱の実施にともなう切替措置等）（1）の適用を受けている受給契約の受給最大電力は、3（定義）（17）の規定にかかわらず、旧要綱（低圧）附則2（この要綱の実施にともなう切替措置等）（1）により算定された値といたします。

ロ 30（受給契約の解約）（3）の規定にかかわらず、2015年1月25日までに受給契約の申込みが行なわれている場合は、旧要綱（低圧）附則2（この要綱の実施にともなう切替措置等）（2）を適用いたします。

(2) 高圧および特別高圧で受電する場合

イ 太陽光契約要綱（高圧）（平成21年11月1日実施）2（要綱の変更）に定める変更後の太陽光契約要綱とは、この要綱といたします。

ロ 3（定義）（17）の規定にかかわらず、この要綱の実施の際、現に再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（高圧および特別高圧）（平成29年4月1日実施）（以下「旧要綱（高圧および特別高圧）」といいます。）附則2（この要綱の実施にともなう切替措置等）（2）の適用を受けている受給契約の受給最大電力については、契約発電設備の変更等がなされない限り、旧要綱（高圧および特別高圧）附則2（この要綱の実施にともなう切替措置等）（2）により算定された値といたします。

ハ 30（受給契約の解約）（3）の規定にかかわらず、2015年1月25日までに受給契約の申込みが行なわれている場合は、旧要綱（高圧および特別高圧）附則2（この要綱の実施にともなう切替措置等）（3）を適用いたします。

3 電力受給の制限または中止についての特別措置

契約発電設備が、施行規則第14条第1項第8号チにおいて特定電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行なうために必要な機器の設置等を講ずることとされている規定の適用について特例または経過措置が適用されている場合は、24（電力受給の制限または中止）（2）は、当該一般送配電事業者等と別段の合意をした場合を除き、当該特例または経過措置にもとづき適用するものといたします。